

公益財団法人日本いけばな芸術協会寄附金等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本いけばな芸術協会（以下「この法人」という。）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において寄附金とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。ただし、会員の会費及び入会金の取扱いについては、この法人の会員及び会費等に関する規則でこれを定める。

2 この規則においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者からこの法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容（寄附金又はその他の財産）を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事長の承認を得なければならない。ただし、当該寄附が重要な財産に当たるときは、理事会の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- ① 寄附者の住所・氏名
- ② 寄附金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）
- ③ 寄附物品・固定資産の量・種類等
- ④ 寄附金については、その用途
- ⑤ その他必要事項

5 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の使用割合)

第4条 寄附金は、毎事業年度における合計額の50%を公益目的事業会計の収益として直接計上して公益目的事業費に充て、50%は、理事会で相当と認める額をそれぞれ法人会計及び収益事業等会計に直接計上し、それぞれ管理費又は収益事業等の費用に充てる。

2 前項の定めにもかかわらず、法人会計から必要に応じて理事会が相当と認める額を他会計振替により事業費に用いることができる。

3 前2項にかかわらず、寄附者が寄附金の使途を指定した場合には、その使途は指定のとおりとする。

(寄附物品等の事務処理手続)

第5条 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

【寄附書の書式例】

寄 附 書	
	平成〇年〇月〇日
公益財団法人日本いけばな芸術協会	
理事長 〇〇〇〇殿	
	住 所
	氏 名 〇〇〇〇 印
私は、下記のことを貴法人に寄附いたします。	
記	
1 現金（有価証券）	円
2 物品・固定資産	
（量・種類等の内訳を記載）	
3 上記の利用目的	
(1) 貴法人の寄附金等取扱規則の定めるところにより使用されたい。	
(2) 以下の使途に使用されたい。	
[]	
4 その他	